

三井住友信託銀行

年金コンサルティングニュース

2024年7月臨時号

公的年金

2024年 公的年金財政検証結果

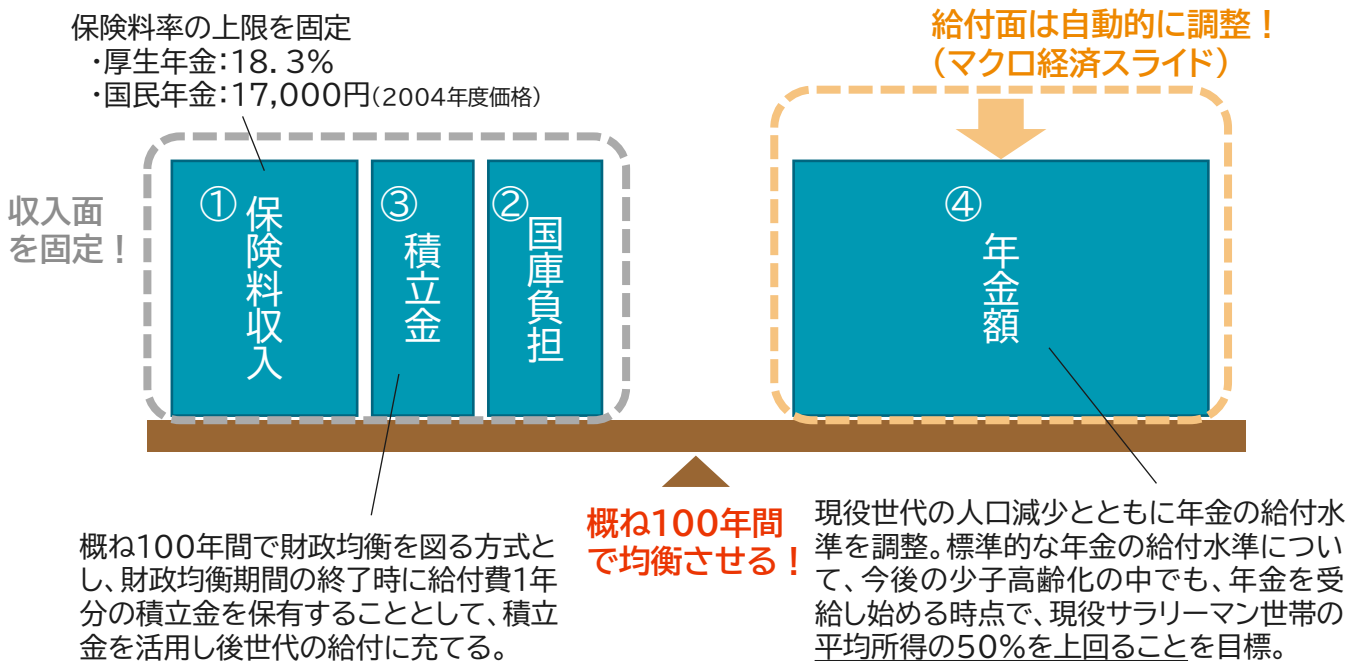
2024年 公的年金財政検証結果

公的年金は、5年に一度『財政検証』として制度の健全性・持続性を確認することとなっており、2024年7月3日に最新の検証結果が公表されました。結果は総じて前回(2019年)検証時より改善した内容となっており、今後、当該結果を受け、必要な法改正内容が議論されることとなります。本ニュースでは、まず財政検証の目的を確認し、前回は振り返ったうえで、今回の検証結果につき説明してまいります。

1.財政検証の意義とポイント

公的年金は2004年度に大きな改正がなされ、それまでの給付額を固定し必要な保険料を定期的に再算定していた運営方法から、将来の保険料負担の上限を固定し、その収入の範囲内で給付水準を自動的に調整する方法に変更されました。具体的には、①将来の保険料上限を固定、②基礎年金給付に対する国庫負担を2分の1とし、さらに③財政の均衡を図る期間を概ね100年とした上で、その期間内で積立金の運用収入と元本を活用することで、財源の枠組みを固定します。④年金給付水準は少子高齢化が進行しても、①～③の財源の範囲内で給付費を賄えるよう、財政均衡期間である概ね100年間で年金財政が均衡する水準まで自動的に給付を抑制する仕組み(マクロ経済スライド調整)です。

【図表1】公的年金の長期的な財政の枠組み



(出所)厚生労働省「社会保障審議会/年金部会」資料内容を基に弊社で加工

“収入面を固定”と記載しましたが、実際には、将来における保険料収入は将来の日本の労働人口などに左右されますし、積立金も運用次第で増減します。また、給付面も、日本の公的年金は賃金や物価の上昇を考慮し決定される仕組み(後述“コラム”ご参照)ですので、年金額は経済指標に因るところとなります。5年に一度の財政検証の目的の一つは、このような経済等の不確定要素についていくつかの前提をおき、将来の財政見通し(将来シミュレーション)を作成、給付水準の目標となる所得代替率50%の達成度や給付水準の調整終了時期などを確認することで、年金財政の健全性・年金制度の持続性を検証することにあります。また、併せて行われるオプション試算は、顕在化している公的年金の課題などに対する対応方針が、将来の財政状況等にどのような影響を与えるのかを確認することで、法改正議論の参考として活用されています。

2. 前回(2019年)の財政検証を振り返る

《経済前提》

前回(2019年)の財政検証では、将来の経済前提として6つのケース(I～VI)をおき、検証が行われました。財政見込みを算出するために必要な経済前提とは、A:物価上昇率、B:賃金上昇率、C:運用利回り となります。公的年金の保険料収入や給付支出はともに、長期的にはB:賃金上昇率に従って連動する仕組みであり、前頁【図表1】における①保険料収入と④年金額を算定する前提となりますが、①と④は同方向に変動するため収入と支出のバランスはある程度維持されます。A:物価上昇率は【図表1】④年金額の決定要因であり、C:運用利回りは同じく③積立金を予測する前提となりますが、これらは収入と支出のバランスを崩す要因となりますので、給付目標を確認するうえで重要な前提といえます。

【図表2】2019年財政検証の経済前提(2029年度以降の長期前提)

		将来の経済状況の仮定		経済前提			(参考)	
		労働力率 経済成長と 労働参加が...	全要素 生産性 (TFP) 上昇率	A:物価 上昇率	B:賃金 上昇率 実質 <対物価>	C:運用利回り		経済 成長率 (実質)
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	
ケースI	内閣府試算 「成長実現 ケース」に 接続するもの	進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースII			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースIII			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースIV	内閣府試算 「ベースライ ンケース」に 接続するもの	一定程度 進むケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースV			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースVI			進まない ケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%

(出所)厚生労働省「社会保障審議会/年金部会」資料内容を基に弊社で加工

「検証結果:現行制度」

まずは現行制度を継続した場合ですが、経済前提のうち経済成長と労働参加が進むケース(Ⅰ～Ⅲ)において、所得代替率50%の給付水準を概ね100年にわたり確保できることが確認されました【図表3、4】。ただし、マクロ経済スライドの調整期間は当初の予定に比しさらに長期化し、特に基礎年金では顕著であり、厚生年金との比較で大きく乖離ある結果となりました【図表5】。

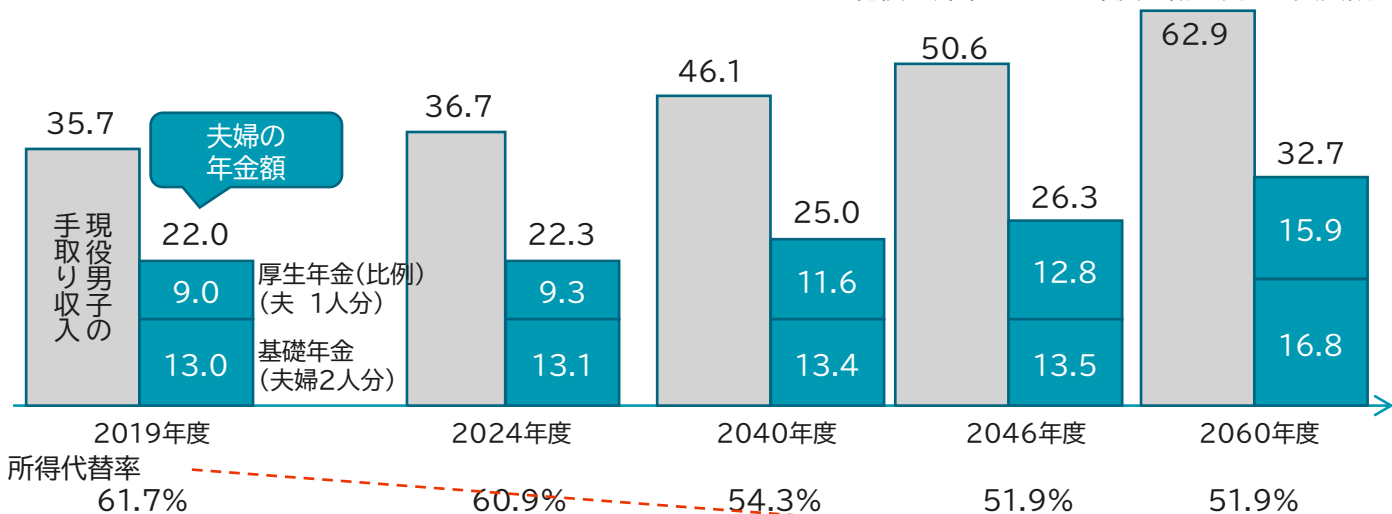
また、経済成長と労働参加が一定程度進むケース(ケースⅣ・Ⅴ)では、機械的にマクロ経済スライドの給付水準調整を進めると、調整終了後の所得代替率は40%台半ばにまで下落する結果が示されました。さらに、経済成長と労働参加が進まないケースⅥでは、将来、国民年金の積立金が枯渇することによって、現在の財政運営ルールの変更が必要との結果です。(公的年金の維持には、安定的な経済成長と労働参加が不可欠であることが改めて認識された結果でした。)

【図表3】財政検証結果(概略)

経済前提	所得代替率	左記給付水準達成年度	検証結果
ケースⅠ	51.9%	2046年度	マクロ経済スライド調整による給付水準調整の結果、 所得代替率50%以上で概ね100年間の財政均衡が可能
ケースⅡ	51.6%	2046年度	
ケースⅢ	50.8%	2047年度	
ケースⅣ	50.0% 46.5%	2044年度 2053年度	マクロ経済スライドによる給付水準調整の結果、 おおむね100年間の財政均衡を行うには、所得代替率は50%を下回る必要あり
ケースⅤ	50.0% 44.5%	2043年度 2058年度	
ケースⅥ	50.0% —	2043年度 2052年度	機械的に給付水準調整を進めると、 2052年度に国民年金の積立金がなくなるため、現運営ルールからの変更が必要

「図表4」財政検証結果(詳細) <経済:ケースⅠ、人口:中位>

※所得代替率を金額ベースで確認したもの (数値の単位:万円(月額))
物価上昇率で2019年度に割り戻した実質額

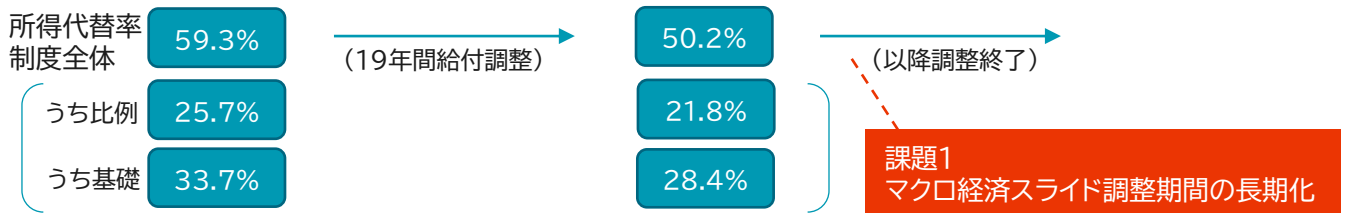


2046年度まで給付調整が進む(所得代替率は低下) 給付調整終了後は、50%以上を維持して推移

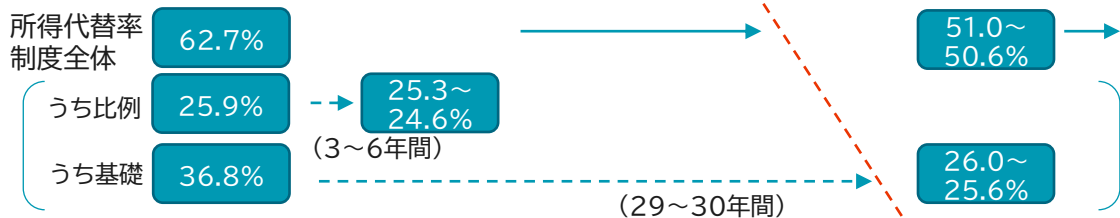
(図表3、4 出所)厚生労働省「社会保障審議会/年金部会」資料内容を基に弊社で加工

【図表5】所得代替率と給付調整期間の見通し(2004年・2014年・2019年財政検証毎の結果の変化)

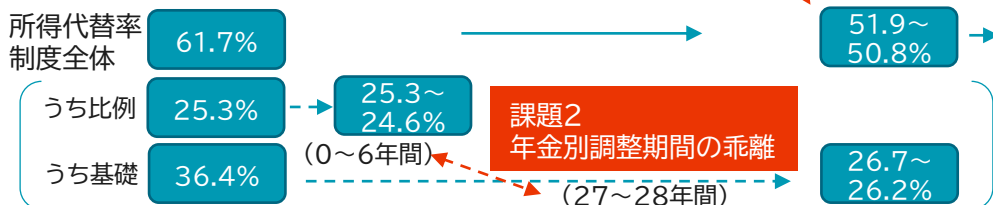
<2004年財政計算時検証結果:基準ケース>



<2014年財政検証時結果:ケースA~E>



<2019年財政検証時結果:ケースI~III>



2004年 2014年 2024年 2034年 2044年

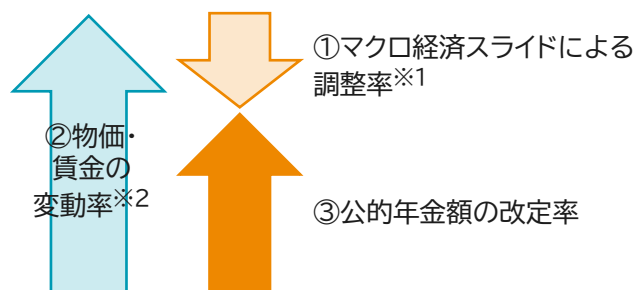
(出所)厚生労働省「社会保障審議会/年金部会」資料内容を基に弊社で加工

《コラム:マクロ経済スライドによる給付調整とは》

もともと、公的年金には、老後生活における物価上昇や賃金上昇といった社会環境変化のリスクに対応するため、年金額をこれらの変動率に連動させ毎年改定する仕組みが設けられています。マクロ経済スライド調整とは、前述したとおり、概ね100年間で年金財政が均衡する水準まで自動的に給付を抑制する仕組みですが、物価・賃金の変化に見合う額改定とは別に設定されるもので、調整率は、将来的な人口減による被保険者の減少、平均余命の伸びの予測を元に算定されます。

具体的に、2024年度のマクロ経済スライドによる調整率は、①:▲0.4%(被保険者の変化率▲0.1%)でした。公的年金額の改定率は、②:3.1%(賃金変動率3.1%が物価変動率3.2%を下回ったため、賃金変動率を適用)であったため、③:2.7%となりました。結果、物価上昇率に比べ、公的年金の伸びは▲0.5%も抑制されている状態であり、特に公的年金のみで生活している受給者には余裕のない状況となっています。早期の調整終了が期待されます。

【図表6】マクロ経済スライドと公的年金額の改定ルール



※1 調整率は、毎年度以下の計算式で算定
「公的年金全体の被保険者の減少率(直近3か年度の実績値の平均値)+平均余命の伸びを勘案した一定率(▲0.3%固定)」。被保険者数が増加すれば、調整率を緩和する効果あり。

※2 新規裁定年金は賃金変動率を、既裁定年金は物価変動率を適用。賃金変動率<物価変動率となった場合は、新規裁定年金・既裁定年金とも賃金変動率を適用。

《検証結果:オプション試算》

前述のとおり現行の制度運営を継続した場合の健全性は一定程度確認できた結果でありましたが、いくつかの課題に対する改正の影響を検証するため、オプション試算A・Bが行われました。

- ・オプション試算A:短時間労働者等に対する被用者保険の適用拡大を行った場合の検証がなされ、適用拡大される規模が大きいほど、所得代替率や基礎年金の水準確保に効果が大きいことが確認されました。
- ・オプション試算B:基礎年金の拠出期間延長、在職老齢年金制度の見直し、厚生年金の加入年齢の上限引き上げ、就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大などを行った場合の検証がなされ、就労期間・被保険者期間を延長することや、繰り下げ受給を選択することが、年金の水準確保に効果が大きいことなどが確認されました。

これらの報告を受け、「社会保障審議会/年金部会」(公的年金制度の改善に関する議論を行う機関)において議論がなされました。例えば被用者保険の適用拡大に関しては、『より多くの方がこれまでよりも長く多様な形で働く社会となることを展望し、高齢期の経済基盤の充実のため、出来得る対応は早い段階から図るべき』などの推進意見の一方、『被用者として働く者には被用者保険を適用するという基本的な考え方に立つ必要はある一方で、適用拡大は人手不足や社会保険料負担を通じた企業経営への影響等にも留意し丁寧に進める必要がある』などの慎重意見も聞かれました。2020年の法改正では、結果として得られた以下のような方向性に沿って、議論された一部の内容につき法改正が可決・実施されております。

【2019年財政検証結果を受けた年金部会での議論で得られた方向性の一部】

①被用者保険の適用拡大に関して

- ✓ 厚生年金の企業規模要件は、中小企業の経営にも配慮し、50人超規模の企業までの適用とし、完全撤廃は今後持ち越し議論を継続
- ✓ 勤務期間要件は2か月超とし、労働時間要件や賃金要件は現状維持
- ✓ 5人以上の個人事業所は、土業のみ適用事業所に追加

②年金水準の確保・充実に関して

- ✓ 低在老の見直しや在職定時改正導入は対応する方針、給付繰り下げは75歳まで拡大
- ✓ 一方、高在老の在り方見直しは、高齢者の勤労意欲の醸成などへの期待がある一方で、将来世代の所得代替率を低下させることがオプション試算で確認。高所得の高齢者優遇との指摘もあり、他の改正要素と総合的に判断すべしとの意見が多く、税制対応や他の社会保障制度の保険料負担などへの対応とも合わせ今後とも検討継続すべき課題

3.今回(2024年)の財政検証結果

前回より継続審議となっていた改正すべき事項などについて「年金部会」はすでに2022年10月25日から議論を重ねておりました。今回の財政検証結果は、2024年7月3日に開催された第16回「年金部会」において公表されましたが、公表された資料は全4部のボリュームとなっています。

【財政検証結果として公表された資料】




資料1:財政検証結果の概要(サマリー)	全14ページ
資料2:現行制度の財政の現状・見通し(詳細)	全36ページ+シミュレーションデータ130ページ
資料3:オプション試算の財政の現状・見通し(詳細)	全31ページ+シミュレーションデータ159ページ
資料4:関連資料(2部)	全33ページ+全39ページ

財政検証結果は、総じて、前回検証時より大幅に改善している結果となっています。詳細は後述しますが、まずは、前回時との社会経済状況の変化や、検証の前提などを以下で整理します。

◀前回の検証時からの社会経済状況の変化▶

前回から比較し、年金制度を取り巻く社会経済状況は【図表7】のとおり、大きく好転していると言えそうです。

【図表7】前回検証時と比較した足下の社会経済状況の変化

要素	社会経済の変化(前回検証時の2024年時見通し→足下実績)			年金財政への影響
被保険者数	厚生年金被保険者 第3号被保険者	前回検証の見通し 4,425万人 762万人	実績見込み 4,683万人 701万人	※支え手の増加 被扶養者の減少 プラス 
収支差引残 (運用収入除く)	厚生年金+国民年金	▲1.5兆円	▶ +0.3兆円	※赤字脱却 プラス 
積立金残高 (年度末)	厚生年金+国民年金	221兆円	▶ 291兆円	※約70兆円増 プラス 

(出所)厚生労働省「社会保障審議会/年金部会」資料内容を基に弊社で加工

大きく好転

◀経済前提▶

財政検証に必要な経済前提は、年金部会とは異なる「社会保障審議会/年金財政における経済前提に関する専門委員会」において議論され、2024年4月12日に公表されています。前回の財政検証での経済シナリオは6ケースでしたが、今回は4ケース(高成長実現ケース、成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケース、1人当たりゼロ成長ケース)が設定され、財政見通しを算出することとなりました【図表8】。なお、「年金部会」での報告内容から推測するに、上位2つのケースが前回検証時のケースⅠ～Ⅲと同程度の経済前提に、3つ目のケースが前回のケースⅣ・Ⅴ、4つ目のケースが前回のケースⅥに相当するものと思われます。

【図表8】2024年財政検証の経済前提(2034年度以降の長期前提)

		将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考)
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	A:物価上昇率	B:賃金上昇率 実質<対物価>	C:運用利回り		経済成長率(実質)
						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
高成長実現ケース	中長期試算成長実現ケースに接続	成長実現・労働参加進展シナリオ	1.4%	2.0%	2.0%	3.4%	1.4%	1.6%
成長型経済移行・継続ケース	中長期試算参考ケースに接続		1.1%	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	1.1%
過去30年投影ケース	中長期試算ベースラインケースに接続	成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ	0.5%	0.8%	0.5%	2.2%	1.7%	▲0.1%
1人当たりゼロ成長ケース		一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ	0.2%	0.4%	0.1%	1.4%	1.3%	▲0.7%

(出所)厚生労働省 社会保障審議会/年金部会資料内容を基に弊社で加工

《人口や労働力の前提》

5年に一度行われる国勢調査を元とした出生率や平均寿命、外国人の入国超過数などを考慮し、「国立社会保障・人口問題研究会」は2023年4月26日に最新の日本の推計人口を公表しました。財政検証で予測される保険料収入や給付支出はこの推計人口を前提として算出されます。今回の推計では、出生率に大きな改善は見込めず平均寿命も着実に延伸するため、更なる少子高齢化を回避すること自体難しい想定ですが、外国人の入国超過数の増加や労働参加率の向上などもあり、財政検証での前提となる労働人口は一定程度を維持する想定となっています。また、労働参加シナリオについては、「(独)労働政策研究・研修機構」が2024年3月に公表した労働力需給の推計を基に設定されております。

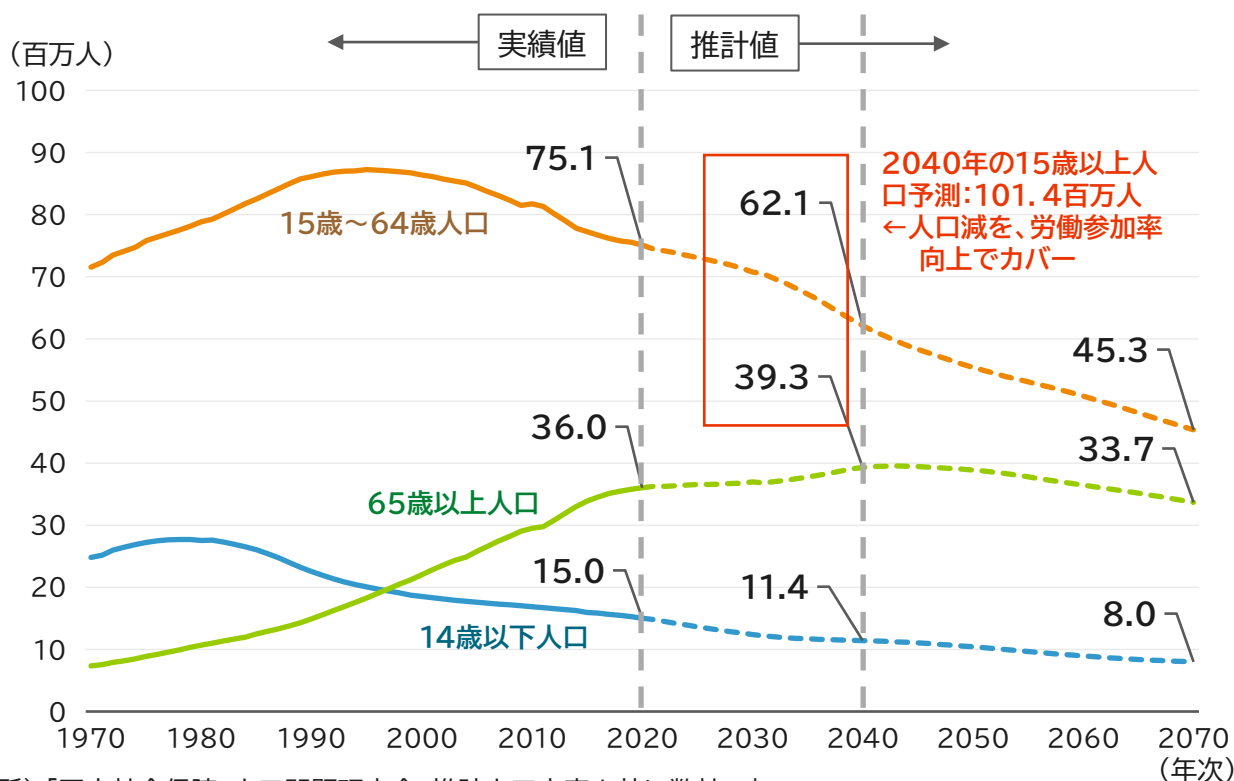
【図表9】2024年財政検証の人口・労働力の前提

要素	社会経済の変化				年金財政への影響
人口 (中位推計)	合計特殊出生率の仮定(2070)	前回 1.44	今回 1.36		限定的
	外国人の入国超過数の仮定	7万人	16万人	(/年)	
	高齢化率の見通し	38.4%(2065)	38.7%(2070)		
労働力	労働参加進展シナリオ		労働参加漸進シナリオ		プラス ↑
	前回(2040) 就業者数 6,024万人 就業率(15歳~) 60.9%	今回(2040) 就業者数 6,734万人 就業率(15歳~) 66.4%	前回(2040) 就業者数 5,644万人 就業率(15歳~) 57.0%	今回(2040) 就業者数 6,375万人 就業率(15歳~) 62.9%	

労働参加率の向上

(出所)厚生労働省「社会保障審議会/年金部会」資料内容を基に弊社で加工

【図表10】年齢区分別日本の推計人口(出生・死亡中位推計)



(出所)「国立社会保障・人口問題研究会」推計人口内容を基に弊社で加工

《財政検証結果:現行制度》

まず足下(2024年度)の所得代替率は61.2%(比例:25.0%、基礎:36.2%)となっており【図表12】、前回財政検証の経済前提が最も良いケースIで予測された2024年度の想定60.9% (【図表4】ご参照)を上回る結果が報告されました。将来の財政見込みとしても、現行制度を継続した場合、3つの経済前提において、所得代替率50%以上で財政均衡状態を維持できる結果となっています。【図表7】や【図表9】で確認したとおり、高齢者や女性の労働参加率の向上が今後も厚生年金の被保険者の増加につながっていくと想定されること、および、運用結果が良く足元で積立金は想定以上に積み上がってきたことによるものと考えられます。

【図表11】財政検証結果(概略)

経済前提	所得代替率	左記給付水準達成年度	検証結果
高成長実現	56.9%	2039年度	マクロ経済スライド調整による給付水準調整の結果、上位2つのケースでは所得代替率60%近い水準で概ね100年間の財政均衡が可能。 また、前回検証におけるケースIV・Vにおいて財政均衡とするには50%を下回る水準となっていたが、今回は同程度の経済シナリオとなる過去30年投影ケースの場合でも50%以上を維持。
成長型経済移行・継続	57.6%	2037年度	
過去30年投影	50.4%	2057年度	
1人当たりゼロ成長	—	2059年度	機械的に給付水準調整を進めると、2059年度に国民年金の積立金がなくなるため、現運営ルールからの変更が必要。

(出所)厚生労働省「社会保障審議会/年金部会」資料内容を基に弊社で加工

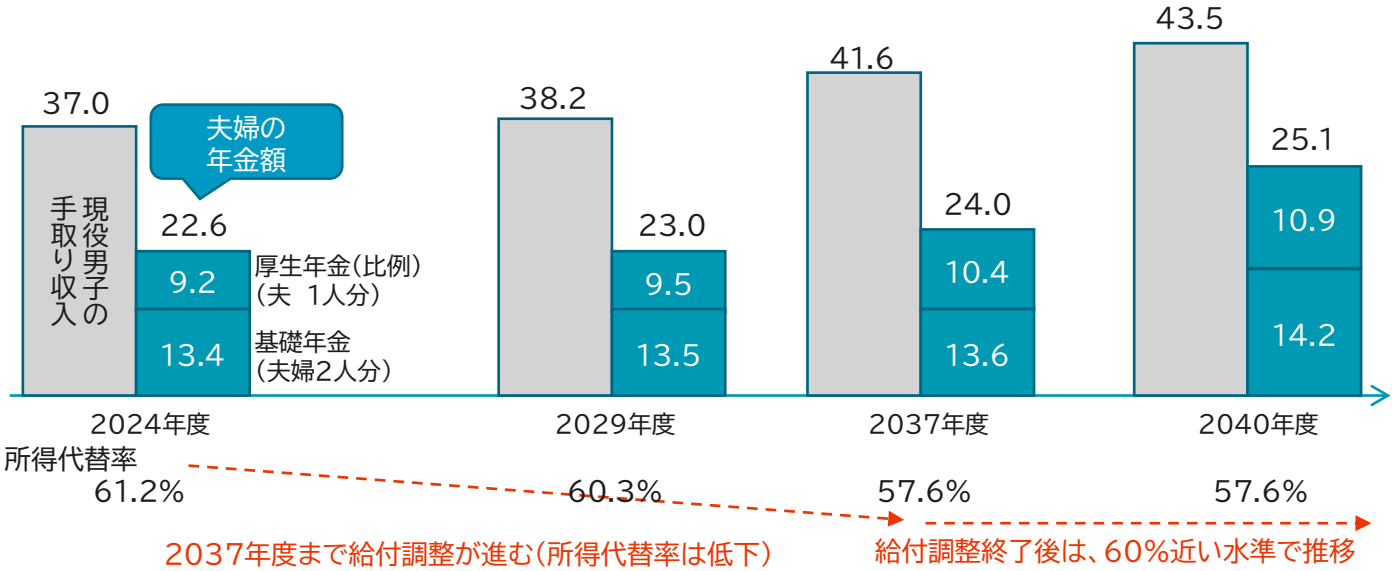
(次ページ【図表12】)

【図表12】財政検証結果(詳細) <経済:成長型経済移行・継続ケース>

(数値の単位:万円(月額))

※所得代替率を金額ベースで確認したもの

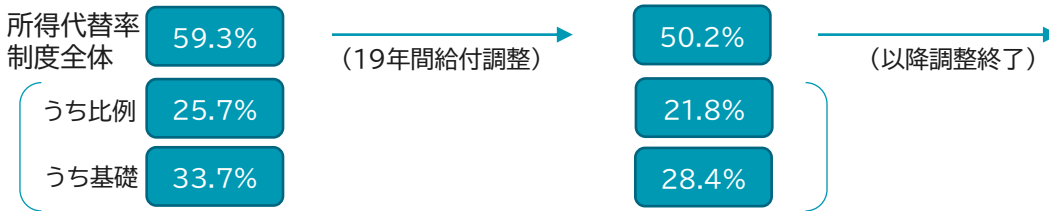
物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額



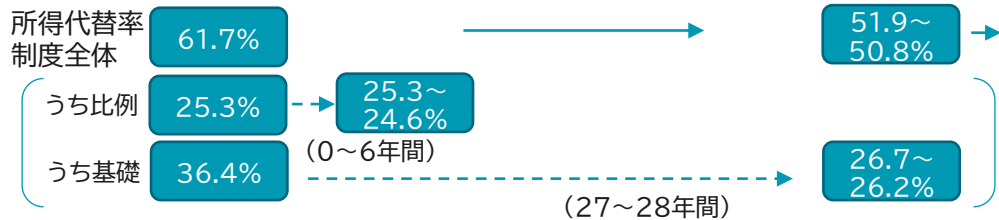
前述(【図表5】)のとおり課題と認識されていた、マクロ経済スライドの調整期間の長期化も大幅に短縮され、比例部分と基礎部分の乖離も縮小される結果が報告されました【図表13】。

【図表13】所得代替率の見通し(2004年・2019年・2024年財政検証毎の結果の変化)

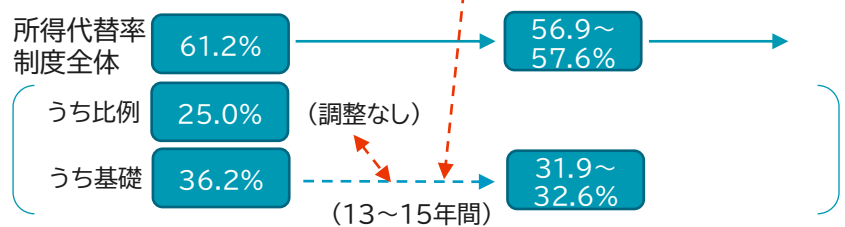
<2004年財政計算時検証結果:基準ケース>



<2019年財政検証時結果:ケースⅠ~Ⅲ>



<2024年財政検証時結果:経済前提上位2つのケース>



2004年 2014年 2024年 2034年 2044年

2つの課題は改善方向
・給付調整期間の大幅な短縮
・年金別調整期間の乖離縮小

(図表12, 13 出所)厚生労働省「社会保障審議会/年金部会」資料内容を基に弊社で加工

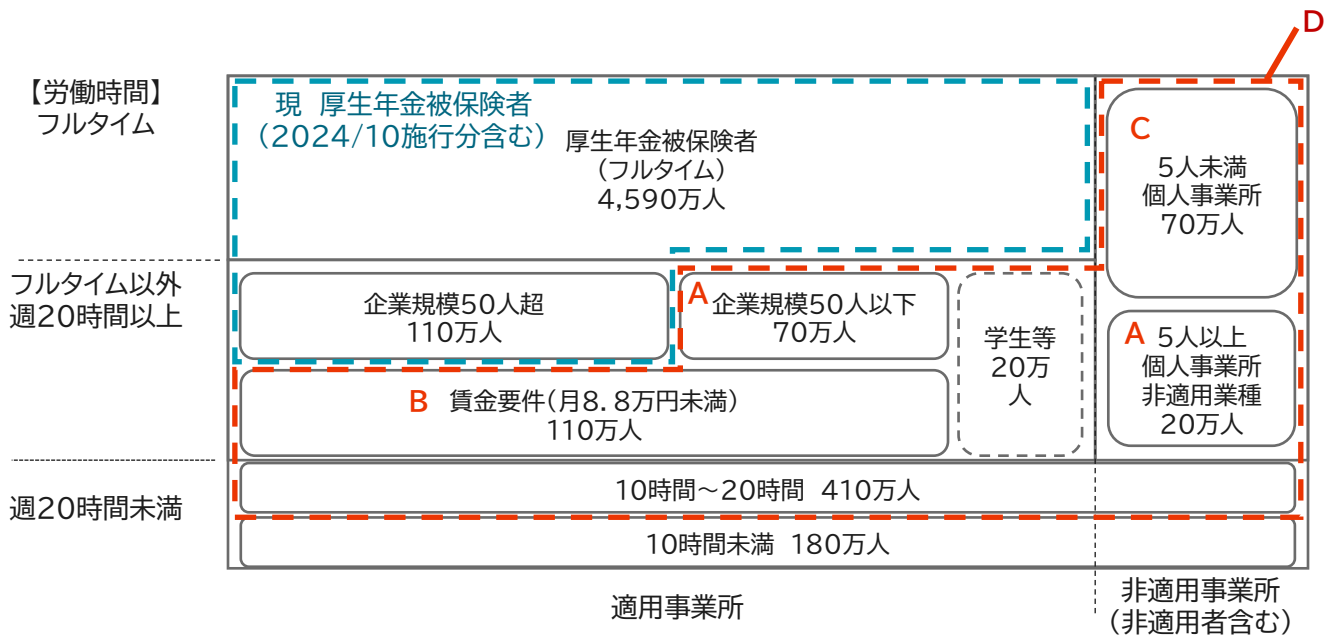
《財政検証結果:オプション試算》

今回の財政検証では、以下5つの改正を実施した場合のオプション試算が行われました。

1. 被用者保険の更なる適用拡大
 前回検証時に継続審議となっていた課題。段階的に拡大したパターン【図表14】ごとに影響を確認。
2. 基礎年金の拠出期間延長・給付増額
 基礎年金の保険料拠出期間を現行60歳から65歳まで延長し、その分年金額を増額する案。第1号被保険者は、60歳以降の追加拠出に併せ、給付も増額し低年金の状況を緩和する案。第2号被保険者は現在、60歳以降の拠出に対して、基礎年金部分の給付に反映されていない状況であるものを是正する改正。
3. マクロ経済スライドの調整期間の一致
 基礎部分と比例部分のマクロ経済スライドの調整期間を一致させる案。
4. 在職老齢年金制度
 65歳以上の在職老齢年金制度の見直し。
5. 標準報酬月額の上限
 厚生年金の標準報酬月額の上限(現行65万円)の見直し。

【図表14】被用者保険の適用拡大パターン

拡大パターン①:Aのみ 拡大パターン②:A+B
 拡大パターン③:A+B+C 拡大パターン④:週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大(D)



(出所)厚生労働省「社会保障審議会/年金部会」資料内容を基に弊社で加工

オプション試算1～3の検証結果を【図表15】にまとめました。

オプション試算1は、拡大規模が大きいほど所得代替率は上昇し、給付調整期間も短縮化される結果となっています。オプション試算2は、給付調整期間の短縮の効果は限定的ですが、所得代替率は大きく上昇する結果となっています。また、オプション試算3は、所得代替率・給付調整期間に相当の効果をもたらす結果が報告されました。

【図表15】オプション試算1～3の検証結果

所得代替率・給付調整期間終了年度 および 所得代替率の改善度

経済前提	現行制度	1. 適用拡大				2. 基礎年金の拠出延長・給付増額	3. マクロ経済スライド調整期間一致
		パターン①	パターン②	パターン③	パターン④		
成長型 経済移行・ 持続	57.6% (2037)	58.6% (2035) +1.0%	59.3% (2034) +1.7%	60.7% (2028) +3.1%	61.2% (調整なし) +3.6%	64.7% (2038) +7.1%	61.2% (調整なし) +3.6%
過去30年 投影	50.4% (2057)	51.3% (2054) +0.9%	51.8% (2052) +1.4%	53.1% (2048) +2.7%	56.3% (2038) +5.9%	57.3% (2055) +6.9%	56.2% (2036) +5.8%

(出所)厚生労働省「社会保障審議会/年金部会」資料内容を基に弊社で加工

オプション試算4として、65歳以上の在職老齢年金の仕組みを完全に撤廃した場合、65歳以上で働く年金受給者の給付の減額調整が無くなることで支給額が増加するため、その分、将来の受給世代の給付水準が低下し、その影響は比例部分の所得代替率で▲0.5%程度との結果となっています。この他、参考として、完全撤廃以外の対応での影響度も概算できるよう、支給停止基準額(2022年度は47万円超の所得に応じて年金額を減額)を引き上げた場合の給付増加の程度も提示されました。

オプション試算5としては、標準報酬月額の上限を現行の65万円(被保険者に対する上限到達該当者の割合6.2%)から75万円(同4.0%)・83万円(同3.0%)・98万円(同2.0%)に引き上げた場合の所得代替率に対する影響は、比例部分でそれぞれ、+0.2%・+0.4%・+0.5%との結果が公表されています。(標準報酬月額の上限の改定は、法令上、全被保険者の標準報酬月額の平均の2倍が最高等級(現65万円)を継続的に超えることが認められる場合とされており、今回のオプション結果のように一気に引上げが行われる可能性は小さいと思われませんが、標準報酬月額の引上げは少額でも企業側にも社会保険料の負担増となることから、注目度が高い内容と思われま

す。) また、今回の報告では、これら財政の見通しのほか、これまで所得代替率への影響を図るため用いていたモデル年金額(夫婦2名)以外に、男女別の平均年金額や年金額分布などの将来予測値も初めて試算されており、今後の法改正に向けた議論で活用されていくものと想定されます。

4.法改正に向けた今後の流れ

今回の財政検証結果を受けた公的年金の改正法案は2025年の通常国会にて審議に諮られるものと思われます。法案化に向けた議論は年末に向けて、オプション試算が行われた内容を中心に「年金部会」(月1回程度での開催)にて行われる想定です。

ただ、7月3日の「年金部会」において、すでに厚生労働省事務局から、比較的改善度が大きく第2号被保険者には基礎年金の是正ともなるオプション試算2(基礎年金の拠出期間延長・給付増額)に関しては、『第1号被保険者に対して保険料負担の増加も伴うもので、前回の財政検証結果に比べ改善が見えた今回の財政検証結果を踏まえるとそこまで切迫した状況ではない』旨のコメントに合わせ、当該内容は今回法案化しない方針が打ち出されています。(委員からは継続的な議論を望む声もありました。)また、適用拡大は“年収の壁”問題の解決に直結することもあり労働拡大を図る施策ともなる内容ですが、特に中小企業においては大きな負担増となることから、どのような優先順位でどこまでの範囲で法案化されるのか注目されるところです。

検証結果については、企業サイドにおいてシニア層の活用や事務運営面で関係の深いと思われるオプション試算4, 5など、当紙面では詳細までお伝えできなかった内容もあります。今後の議論の進捗に併せ、適時情報提供を継続してまいります。

さいごに

公的年金は広く国民全体に影響のある制度です。特に公的年金給付が収入のほぼ全てであり、生活の糧となっている既存高齢受給者にとっては、全体では小さな改定でも個々での影響は大きくなる可能性もあります。本ニュースでも改めてご確認いただいたとおり、法改正に向けては、長い時間をかけて様々な観点から検討が行われます。弊社としても引き続き、議論の方向性を確認し、年金コンサルティングニュースなどを通じて、適時分かりやすくご説明していければと考えておりますので、是非引き続きご一読ください。皆さまの公的年金の理解の一助となれば幸いです。

また、「年金部会」での公的年金の改正議論と並行して、「社会保障審議会/企業年金・個人年金部会」では企業年金を含む私的年金の議論も行われております。こちらにつきましても適時情報提供を行ってまいります。対象者に違いはあれど、企業年金も従業員のセカンドライフの生活に大きな影響がある制度であることは疑いの余地はありません。社会情勢や運用環境などの大きな変化に合わせ、制度設計や財政運営も転換期であり、十分な検討が必要と考えます。直面する様々な課題の解決に向け、弊社も確りのご協力させていただきます。

以上

- 本資料は、情報の提供を目的として作成しており、具体的な対応についてはお客様のご判断により行っていただくこととなります。お客様のご判断によって行ったご対応の結果生じた損害につきましては、弊社は一切責任を負いません。
- 本資料における弊社からの提案をお客様が採用されない場合であっても、弊社との他のお取引についてお客様が不利益な取扱いを受けることはありません。また、弊社は本資料における提案をお客様が採用されることをお客様との他のお取引の条件とすることはありません。
- 本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。また、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合がございます。
- 本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認ください。また、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認ください。
- 本資料の数値は、一定の前提に基づく概算数値が含まれる場合があります。実際の適用に際しては正式な計算を行う必要があり、その場合の結果は差異が生じますのでご注意ください。また、シミュレーションやバックテスト等のデータ、運用実績やリスク・リターン等による商品分類図を含めた本資料の内容は、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- 本資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて三井住友信託銀行に属し、いかなる目的であれ本資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。
- 本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会くださいますようお願い申し上げます。

(以下の表示は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2で準用する金融商品取引法第37条の規定に基づく表示です。)

- ・信託契約に係るリスクについて
信託契約においては、金利・為替・株式等の価格変動により、また、投資先の信用状況の変化(発行者の事業内容、財務等の経営状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等)により、損失が生ずることとなるおそれがあります。
- ・契約の際、お支払い頂く報酬・手数料等について
本資料の記載内容に基づきお客様が弊社と新たに各種契約を締結する場合は、所定の報酬・手数料等が発生いたします。個別の計算方法はお客様と弊社が協議のうえ決定します。契約締結にあたっては、必ず弊社営業担当者宛に計算方法をご確認ください。また、報酬・手数料等については、必ず弊社営業担当者宛に計算方法をご確認ください。また、報酬・手数料等については、必ず弊社営業担当者宛に計算方法をご確認ください。また、報酬・手数料等については、必ず弊社営業担当者宛に計算方法をご確認ください。
- ・商号等
弊社の商号等：
三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
加入協会：
日本証券業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会

三井住友信託銀行株式会社 年金コンサルティング部
〒105-0011 東京都港区芝公園一丁目1番1号 住友不動産御成門タワー
TEL.03(5404)3103

(資料作成日:2024年7月9日(年コン-C24058))